

市制施行 100 周年記念絵本制作基本方針（案）

1 目的

市制 100 周年記念事業の一環として取り組むものであり、絵本を通して子ども達が本市の歴史に興味を持ち、郷土学習の第一歩となることを目的とする。

また、市民誰もが本市の歴史や文化を学ぶことにより、郷土を愛する心を育む。

2 事業期間

令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間とする。

3 基本方針

- (1) 宇部市の歴史について、子ども達にわかりやすく楽しく読める絵本を制作する。
- (2) 広く市民に親しまれ、郷土を愛する心を育む内容とするため、学識経験者や郷土史研究団体等から広く意見を聴取する。
- (3) 書籍として刊行するとともに、ウェブ上での公開も行う。
- (4) 本市の地域的、歴史的、文化的な特性に配慮し制作する。

4 制作体制

- (1) 市制施行 100 周年記念絵本制作委員会
絵本制作の基本的な方針の調査、審議及び絵本の制作を行う。
- (2) 市制施行 100 周年記念絵本制作事務局
事務局は、宇部市教育委員会学びの森くすのき・地域文化交流課におく。